

議案第 35 号

大口町特定個人情報保護条例及び大口町個人番号の利用及び特定個人情報
情報の提供に関する条例の一部改正について

大口町特定個人情報保護条例及び大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供
に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 29 年 5 月 10 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部が改正されたことに伴い、関
係条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特定個人情報保護条例及び大口町個人番号の利用及び特定個人情報
情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(大口町特定個人情報保護条例の一部改正)

第1条 大口町特定個人情報保護条例（平成27年大口町条例第22号）の一部を
次のように改正する。

第2条第6号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準
用する場合を含む。)」を加える。

第29条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定
する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第30条第1項第1号オ中「第28条」を「第29条」に改める。

(大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年
大口町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改め
る。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

第 1 条関係

大口町特定個人情報保護条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(定義) 第 2 条 略 (1)～(5) 略 (6) 情報提供等記録 番号法第 2 3 条第 1 項及び第 2 項 <u>(これらの規定を番号法第 2 6 条において準用する場合を含む。)</u> に規定する記録に記録された特定個人情報 (保有特定個人情報の提供先等への通知) 第 2 9 条 実施機関は、訂正決定により保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第 1 9 条第 7 号に規定する情報照会者<u>若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u>（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 (利用停止請求権) 第 3 0 条 略 (1) 略 ア～エ 略 オ 番号法第 2 9 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき (2) 略 2・3 略	(定義) 第 2 条 略 (1)～(5) 略 (6) 情報提供等記録 番号法第 2 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報 (保有特定個人情報の提供先等への通知) 第 2 9 条 実施機関は、訂正決定により保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第 1 9 条第 7 号に規定する情報照会者<u>又は情報提供者</u>（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 (利用停止請求権) 第 3 0 条 略 (1) 略 ア～エ 略 オ 番号法第 2 8 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき (2) 略 2・3 略

第2条関係

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供) 第5条 <u>法第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。 2 略	(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第9号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供) 第5条 <u>法第19条第9号</u>の条例で定める特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。 2 略

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく他市町村等への情報照会・情報提供については、番号法に規定する事務だけでなく、各自治体が条例で定める特定個人情報の独自利用事務（以下「独自利用事務」という。）についても行う事とされています。番号法に規定する事務については法令等の整備がされておりましたが、独自利用事務については法令等の整備が十分ではありませんでした。この度、番号法の一部が改正され、独自利用事務について、特定個人情報の照会、提供等の履歴に関する記録（以下「情報提供等記録」という。）を番号法に規定する事務に準じて取り扱うこととされましたので、関連規定を整備するものです。

2 改正の概要

(1) 情報提供等記録に係る定義の追加

情報提供等記録に係る定義に、独自利用事務への適用を念頭に、「番号法第26条において準用する場合」を追加するものです。

(2) 情報提供等記録を訂正した際の通知先に係る規定の追加

情報提供等記録の訂正を実施した場合の通知先に、情報照会者及び情報提供者に加え、独自利用事務への適用を念頭に、条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者を追加するものです。

(3) 番号法改正に伴う条項ずれへの対応

番号法の改正により引用条項のずれが生じたため、対応するものです。

3 施行期日

平成29年5月30日から施行します。